

たしますと、その企業の利潤があるのです。ですが、生産資金にまわす以上は企業の利潤と同じように、金利といふものは認めなければならぬのじやないかという考え方になつて参つたのであります。

それで、利子といふものは一体何から支払われているかと申しますと、企業の利潤でございます。投資した企業の利潤から払われる。消費資金の場合は消費に使われ利潤を生まないから、生活資金は、そういう無知または困苦に乘じて不当な利息をとつてはいかぬという制限はあります、商事の場合は利子はそういうふうに企業の利潤によつて生れるのでありますから、企業の利潤の範囲であればさしつかえないという考え方につかつたのが場合であります。従つて從來の法律も今度の改正法の附則第三項の第百十七条、商事に關しては利息制限は適用しない、といふ法律が各國とも生れて来たのです。最近の例から見ましても、有名な英國の経済学者のケインズは、利子はどこまでを最高限としてきめられるかと申しますと、資本の限界効率、つまり投資した資本がどのくらい利潤を生むか、その利潤を生む範囲が利子の最高限だ、それまでは払い得るのじやないかといふのが、利子決定の學問的の基礎になつております。これは需要供給の関係もありまして、大口の資金の方は供給が多いでしょ、小口の方の危険負担の場合は供給が少く需要が多いのであります。一般銀行なんかでしている。たとえば農業に対する金融

と思います。現に公益質屋がありますが、公益質屋の貸付資金量よりは普通の質屋の貸付資金量の方が多い。それから、政府の事業としてやります仕事には限界がある。こういう仕事では利益と一緒に積極性が出て来るのであります。が、公務員の制度であるために奨励金もなし、特別な賞与金もない。一生懸命にやつた者も一生懸命にやらなければなりませんが、年限が来たら大体同じように昇進して行くような公の機関としては、こういう事業はなかなかやりにくくいし、成績が上らぬというように私は考えておるのです。

いま一つ申し上げたいのは、この利息制限法の提案の理由の説明書にも書いてあります。が、一般の中小企業が正規の金融機関から縮め出されて困つておるから、低金利で――日本の事業は高金利で困るので、事業を発達させるには低金利でなければならぬ。これは現在日銀、大蔵当局が考えておる低金利政策で、私は一応どもつともな話であると思う。低金利に越したことはない。ところがこれらの人は一般的のそういう金融機関では不十分でありますから、當利の金融業者のところへ参るのであります。だが、一体借りる方がいつも弱者であるかどうか。この説明書でも一応そういう解釈がなされておりますが、借りる方が必ず弱者だといふことは私はいえないと思ふ。これは零細金融の場合、消費資金とすれば、いわゆる生業資金、生活資金と營業資金とが一緒になるような五六万円か七、八万円以下の金融の場合にはあり得ると思う。しかし大きい金融の場合はそういうことはないのであります。金融業者の中には二口あります。

して、大口の手形割引で何十万以上零細なもの、五万円以下くらいのものを主としてやつておるところ、この二つにわかれます。現在の業者を調べてみると、組合員全部で一万二千のところ、その七、八割までは零細な、五万円以下の貸付をやつておる。質屋と同じような事業をやつておる。残りの二、三割が大口なんです。大口の場合には借手の方が強いのです。現に先年の手形の不渡りのときに、日本建鉄や上製作所あたりは何千万円も貸し出して損害を受けておる。また現在の金融恐慌によりまして、金融業者は倒産の申します金融業者のところに来るのですがために損害を受けておる。こういふうなきい業者は、もう事情を知つて／＼取り抜いた上で、いわゆる世間で高利貸と申します金利業者のところに来るのです。行き詰まつて倒れたときには、この高利で倒れたようにも申しますが、実際はその前に経営的に行き詰まつております。経営のまづきから經營が行き詰まつて、最後に泣きつくところがなくてそこへ来ておる。そういうものはそろばんをはじいておるのです。すいも甘いも知つて來るので。だから一業の高利で倒れたようにも申しますが、実際むずかしい金融業は、おそらく銀行から貸し出さない五、六十万から七、八十万、百万以上の金を借り歩く人間がたくさんあります。つまり中小企業は、おそれなく銀行から貸し出さない金融公庫あたりで対象にする階級が一番危険である。これは金融の技術に付けておるのです。つまり金融に對しても、私は思つてはれませんから、こういうふうに零細なものでも一応対象にして保護する必要はないと思つておるのです。その連中は、さつき申しましたように零細な金融機関が来るのですから、こういうふうに保護するべきものではないと私は思つておるのです。その連中は、さつき申しましたように零細な金融機関が来るのですから、こういうふうに保護するべきものではないと私は思つておる。

融業者、無知または因第に乘じて不当な利子をとつたというものに限られておると私は思う。従つて大口の方は自由に営業させてもいいのではないか。たとい一時高い金利の金を借りましても、安い金利の金とまぜ合せて使って融機関でも年七分三厘か、七分五厘で融機関でも年七分三厘か、七分五厘で商工債券とか、興業債券とか、農工債券などを出しておりますが、こういう金利ではとても高い。募集費なんか入れるとおそらく八分くらいにつくでしょ。そういう金利と預金者の安い金利と両方入れてませ合せて使っておる。事業におきましてもそうで、金貸しだけの金利で商売をやつておるといふことはないので、最後に手形落ちとかなんとかいうので平々に使う場合が多いのです。そういう階級の人までもこの法律によつて保護する必要はない。あくまでも零細な下の方の小口だけを保護すればいいのではないかといふうに私は考えておるので。従つて根本方針はそういう方針のもとに行くべき性質のものではないか。従つて第一条の十万円未満の場合、これを問題にすればいいと思う。十万円以上百万円まで、それから百万円以上の場合は、私はなくていいのではないかと思う。さらに極言いたしますれば、無知または窮屈に乗じて不当な利益をむさぼるという從来の抽象的な考え方で一応解決がつくのではないか。特に零細な業者の場合は、私は別に意見を申し上げますが、零細な業者の場合は最低資本をきめてやはり事業化してやる以外に道はない。集まる資金が多ければ金利が安くてできるし、また他人の資本の安いのを導入すれば、コストが

普通の資金の状態であります。が、これが零細な手数のかかる貸付をやつておる。質屋にしろ、小口の貸付にしろ、五六十万円から六、七十万円というものが零細な手数のかかる貸付をやつております。質屋の場合も、今度の出資受入れ預かり金におきまして同じ法律を認めで日歩三十銭であります。が、質屋の場合は一応倉庫に入れて担保をとつておる。しかし小口貸付の場合は、日掛でやる場合は集金に参りますし、担保はとつておりませんので調査をしなければならぬ。従つてこの三十銭よりは幾らか高くやらなければ、おそらく経営が成り立たぬであろう。もつとも資金が零細でありますから、資金の最低限額を法律できめるようにすればもう少し安くやれるのではないかと思う。その意味からも業者の資本をもう少し高いところにきめて、営業ができるようにして、一応安くする必要がある。私はかように考えております。

ないと思う。これは特に業者の場合ます。場合もありますが、一応規定としてこの低い延滞金をきめるということは、かえつて延滞を増して悪質の借入人を保護するということになつて、かえつて逆の効果を生ずるのではないか、やはり一方大蔵省の方で業者の日歩三十九銭以上の利子を認めている以上は、三十銭以上の金利を認めている以上は、三十銭以上の延滞日歩を認めないと、必ず悪質延滞者を防ぐことにはならないと私は思う。国民金融公庫では先年日歩三錢三厘ですが、一割二分をうつておられたときに、十銭の延滞金をとつたとき、どうも体裁が悪いし、かまいません四銭、五銭という延滞金が普通あります。ですが、戦争後金利が高くなつたので、日歩十銭をとつた。これを改正したとき、どうも体裁が悪いし、かまいません五銭では延滞がふえて困るといふと思うので、貸付の事務を扱つておる現場の人間に意見を聞きますと、これでなければ延滞がふえて困る、金利の方も一割に下げましたので、延滞金も下げましたが、いずれにいたしましても貸付金利よりは延滞は高くなる、もしくは同等以上とれるといふことでなければならぬと思います。中国の一九二七年に出した貸金業法よりも、むろん延利は貸付金利以上とされるといふことを契約書の中に書くとを認めておるのであります。

業者ではない事業として認めたという以上は、商法として、さつき書類よりうに利息というものが企業の投資の限界効率によつて自然にきまるのであります。そして、そろばんをはじめてやる人間が多いのですから、大きい金融の場合にはこの必要はないと思ふ。これを用外に置くことがほんとうじやないか、私はかように考えます。以上私見いついたまま申し上げました。何か御質問がございましたら、お答えいたしたいと思いますが、一応これで私は打ちります。

○小林委員長 これにて井岡参考人の意見の開陳は一応終りました。井岡参考人少しまだお待ちを願います。

次に中島参考人にお願いいたします。

○中島参考人 私ただいま御指名いただきました全日本中小工業協議会副委員長の中島でございます。

この利息制限法につきましては、現行の利息制限法の中には、実情に沿なくなつて来ているものがあるといふことははつきり認められると思います。その点ではこれは改める必要があるといふことはかなり明白であるのですが、ますがただ問題としてはこういう法律が必要であるかどうかということ、しある必要であるとすれば、どういうふに改正したらいいかということが出来ると思います。それでもし利息制限法を持つて行くということになりま

すと、この案の中でも問題になる点は、はり第一条が最も主であり、なお今関さんも言われましたように、附則

第三というものが問題になるんではないかと私は思います。一応問題の点を三つあげて考へたいと思いますが、一つはこの法律案の意義と申しますか、この法律案の持つ性格なり効用の問題、あるいは特に他の法律との関係の問題であると思います。第二番目にはこの法律で金利をはつきりと数字をもつて規定していくことが適當であるかどうかという問題である、と思います。第三は實際のここにかけられる利子の率の問題、利率がどの程度のものならば適當であるかという問題があるかと存じます。

第一番の問題でありますか、これはこの法案の説明の中にも出ておりますけれども、現在金利關係に関する法令としては、臨時金利調整法がございますし、なお現在国会に提出されております出資の受入、預り金及び金利等の取締に関する法律案といふものもござります。これらの關係はどうなるかといふことが一番問題である、と思います。もしこれを一もつともこの点について私は法律の専門家でございませんので、法の理論上の点については私申し上げるべき点でないと存じます。が、この説明によりまして、そのよろに解説ができるといたしまして、一応この利息制限法の限度内の利息は裁判所に訴えて請求して保護を受けることができる、この限度を越えて日歩三十銭までの利息は、裁判所に訴えても罰の制裁がある、こういう關係で適用される。ある意味において一応出資の並んで、あるいはときにはこれに実際

的には優先して適用されるべきだ形になると思うのであります。もう一つは臨時金利調整法との関係はやはりこれも大体並行して適用されると思うのであります。しかし今の出資の受入そこなうものでないといふになりますと、实际上にこの利息制限法が適用される範囲といふものは割合に狭い範囲内であると考えるわけであります。つまり金融機関あるいは貸金業、貸金業も広い意味で金融機関であると思ひますけれども、そういうた貸金業を業としておる人たちの金を借りる、その人たちが金を貸すといったような場合よりも、むしろ個人的な貸借関係の面に一番強い意味を持つて来るというふうに考えられるのであります。その意味では、利息制限法といいましても、非常に広く、実際的には日常の生活なり日常の行為においては、一般的な事業を営んでおるもの、あるいは金融機関等に直接的にこれが働いて来るという点は非常に少い。その意味では、ある意味で効果のかなり薄い法律であるといふふうに考えられると思うのであります。つまり非常に限られた範囲内において一つの意味を持つて来る。つまりある程度経済的な知識もなない人間が金を借りる場合、利息に関するいろいろな常識なり基準というものがなくして、そのためには不利益を受けるという場合に、これを保護する面で若干の役に立つであろうが、それ以外に意味があるとすれば、国家の意思、国家の考え方として、利子というものは少くともこの程度以下のもので

あるいは宣言するといったよろんな意味、つまり金融のあり方の基本的な考え方方がここで表明されるという程度の意味になるのではないかと思うのであります。そういう意味では、この法律のあり方というものは、ある意味では絶対的に必要な法律であるといふよりも考えられない点がもちろんあると思います。ことに民法その他にはやはり一応公序良俗に反する利子をとつてはいかぬという規定もあるのでござりますから、その意味では重要性はかなり薄い点もあるかと考えられます。しかし、あつて悪いかというと、ある程度の効用を持つという程度に考えられると思うのであります。

委員会のようなものが、
法律の手には、なか／＼法律の手
その他の暗い人間であつ
はつきりして訴えて来れ
はつくりして訴えて来れ
分に保護されるというよ
るわけでありますので、
うなことが可能であれ
明確に法律の中に率をき
むといつたようなことに
いかというふうに考える
す。
私は一番重要なとと思
その点について若干考え
えます。つまりそれは
らい——かりにこの法律
した場合この第一條により
が十万円以下の場合は年
割五分というふうになつ
この率が妥当である

かどうかとということは、私は一番大き
な問題であると考えておるわけであり
ます。先ほどちよつと申し上げました
ように、これはあまり高過ぎても、低
過ぎてもいけないわけであります。
実際の率といふものは、利子といふも
のは非常にたくさんあつて、かつ動い
ておる。それで一応この法律が全般的
に個人的な貸借、金融機関の行う金融
全体を含めて一応適用されるわけで
あると思いますが、そういう観点から
見た場合に、これが実情に対してもう
いうことになるかということを最初見
てみる必要があります。現在はどうい
うことになつておるかと申しますと、
私は個人的な貸借の場合と金融機関に
よる貸借の場合とわけて考えなければ
ならぬと思いますが、一番低い場合
は、個人的な貸借の場合においては利
子のない貸金といふものは相当に行わ
れておることはもちろんであります。
私らは事業の面で、事業体で金を借り
る場合は別として、個人の場合に金を
借りたり貸したりする場合は、ほとん
どないわけであります、友人とか知
合いから頼まれて金を融通する場合が
あるとすれば、実際上利子をとるとい
うことは絶対にないと言つてもいいこ
となるわけであります。おそらく普
通の場合に、純粹の友人関係、あるい
は知合い関係で何か余裕があつた金を
貸してやるといった場合には利子なし
で金を貸す、ということはしょつちゅ
う行われることであります。つまりこ
の場合は、利子をとるということはと
うてい考えられないといふ立場をとつ
ておる人は、相當多いわけであります。
しかしそういう純粹の個人の間の
場合であつても、やや長期になる場合
の場合は、利子をとるということはと

は一害より下ぐらいていいところだとうふうに考へるのであります。ただこの法律が実際的に一応はその全般に適用されるということになりますと、実際に金融機関でとつておる利子の問題に触れて来ると思います。つまり実際における金融の状況及び動向と深い関連を持つて来ると思うのであります。この場合に出資の受け入れ等に関する法律案でもつて一応三十銭という線が出ております。現状ではいわゆる貸金業で行われておるところの利子というものは、三十銭から、高いところは五十銭くらいになつておるのが普通であると思います。こういうものと比べた場合には、これはとうてい利子の差といふものではありませんから、非常な差があつて、これはとうてい問題にならない。それから普通金利がいわゆる金融機関といふ名でもつて統制されておる場合はどうなるかといひますと、この中で比較的大きな金利の高いものの認められておるのは、信用金庫とか信用組合であると思います。ことに信用組合は比較的高く、大体現状では五十銭くらいまで認められておる。この場合に一番問題になるのは、信用組合との利子関係であると思うのですが、信用組合にいろいろのものがありまして、非常にある意味で原始的であり、また非常にこじんまりした信用組合の場合には、普通の金融機関よりもむしろ利子が低いということもあります。程度の規模をもつて運用されている信

用組合の場合には、逆に高くなる。これは金を集めめる関係あるいは貸出しの手数その他の面から見て私は逆に高くなると考えます。つまり信用組合の中でもほとんど自己資金を使つてゐるような信用組合、しかも有給の役職員を持つていないような信用組合であれば、経費は非常に少いわけあります。こういう場合には資金のコストはかかるないし、貸付のコストもかからない。その他経営のコストもかからない。従つて高い利子を必要としないといふことになるかと思うのであります。ただ現在の日本の信用組合というものは一定の限度の資格を持たなければ認可されない関係上、割合に規模が大きくなつております。この場合に実際ににおいて預金を集めるために、かなり手数を要しておるというような關係から高い利子が認められているわけであります。もしそういう形の信用組合を一応頭に置いて考へるならば、これらは貸金業の面と多少近づいている性格を実際は持つておるのであります。つまり貸金業の中にも日掛でもつて金を徴収しているような場合には、これはその面において非常にコストがかかるために高い利子をとらなければならぬことになつて来る。そういうた面では共通のものであります。もしも貸金業関係を別途に考へるならば、信用組合の場合も従つて別途に考へなければならぬ性格だらうと思います。その意味ではこれは一応別に考えた方がいいと思います。そうちますと、信用組合等を別にして考へ、普通の金融機関の利子を考えた場合に、現在においてはやはり年少くとも一割五分以内で押えられることはでき

日本の金利は非常に高いのであります。ここに日本は、金利は非常に高くなつていて、スイスのように高くても年三分五厘くらいの金利になつていて、日本の銀行の金利は二分以下のものもあるようであります。ですが、そういう状況から見ると現在の日本の普通の金融機関における金利は非常に高くなつていて、最近は経済情勢の関係からインフレ措置のために高金利政策に転ずる必要があるという意見も出ているのでありますけれども、一方には高金利にすれば当然コストが高くなるという意味で、物価の面には逆の作用を起す面もある。全体的に日本の経済を再建して行く方向からいってならば、私はやはり金利といらぬのをそうむやみに上げて行くべきものではないと考えるわけであります。そういう観点から見ても私は利子といらぬのあまり高いところへ持つて行くべく、ではない。従つて従来一つの制限があるものを高くするということは、利の方向を高い方へ持つて行くといふことになるわけでありますから、そういう意味での改正といふのは、この相当に慎重に行わるべきではないか、いうふうに考えるわけであります。

連するわけですが、そういうような御
の法律が競合して、その間に混亂を生
じて来るということは、あまり適当で
ないと思いますので、やはり業として
金融を行つておるものに対して適用さ
れるものと、そうでないものとは区別
した方がいいと思います。そうでない
とその間に非常に混亂を生ずる。つま
り利息制限法ではある一つの利子をき
めるけれども、臨時金利調整法による
金利の統制とその他の法律による金利
の統制というものが非常に入り込んで
来て、ここに問題を生ずる可能性が非
常に多い。その一つの例は、先ほど井
関さんが国民金融公庫のことについて
御指摘になりましたが、そういう問題
の生ずる危険性がかなり多いと思うの
であります。こういう関係からいつ
て、この附則の第三は、むしろ削除し
た方がいい、現在の通りがいいのでは
ないかというように考えるわけであり
ます。

○井関参考人 これは申し落したので
すが、各国の例から申しますと、利息
制限法というのは問題になつておらな
いのであつて、むしろ貸金業をどういう
ふうに処理するかというたゞいまの田
嶋さんの御質問が各国で問題になつて
おるのであります。これは長い間各国
とも問題になつておる。利息を不当な
安いところできめますと、設備のない
業者、机と事務所だけなんですから、
ほかの事業に転業しやすい。それで引
合はないならば、貸金業をやめて、ほ
かに転業する。民衆のためにいいとい
う利息制限をこしらえますと、かえ
りを事業として認めるかどうかといふこ
とが、たゞいま田嶋さんの御質問によ
うに問題になつた。英國は千八百九十九
何年かに貸金業を認めましたが、一九〇
〇年に訂正しております。それでは
金額に制限はなく、年利四割八分まで
認めたのです。これは普通利息三分と
見て十六倍。それから米国では一九〇
六年に初めて小口貸付を認めました。
これは三百ドル以下の貸付ですが、年
利四割二分、三分と見ましても十四倍
であります。日本の今の金利を七分と
見れば、年利八割四分を認めることが
なる。だから相当の金利を認めないと
小口の貸付はできない。それから利自
制限法の第一条から見ましても、普通
信用組合の場合は今五錢です。それか

貸すときには三銭五厘が四銭で貸す場合もあります。五銭といたしますと、元本が十万円以上百万円未満の場合には一割八分で四銭九厘でありますから、五銭の場合はたとい正規の金融機関でもひつかるわけであります。そのほかに持株を持たされておりますから、定期預金か何か入つてくれということを勧説されるのであります。それで、おそらく五分以上についていると思います。信用金庫の場合はそういうふうになつて、金融業者の場合は全面的に資金の受入れを禁止されている。まるつきり金利だけでなければいかぬわけですですから、ほかの見合い預金とか何かは禁止されておりますから、これは大蔵省でやかましく通牒を出しておられます。が、それにしてもやはり定期預金は自分で積み立てたようだ擬装して、実際制限ができない。安い資金を別に受け入れても、総合計算すると五分以上にしている。そういうふうであります。一応完璧な金融業は、私は事業として認めなければいかぬと思う。今の大蔵省の出資受け入れその他において認めたような認めぬような態度で行つておりますけれども、これいふらん問題を起してやつかいだから、なるべく自分の方ではやりたくないといふ考え方だと思うのですけれども、日本国全体としては、一応この問題を解決せぬと、利息制限法は、むしろ私は今までの法律で利息のところをもう少し上げるか、今中島さんが言われたように、利息をスライディング——かかるのですから、はつきりと固定しないでほんやりと置いてやるかしたらどうか、それは多くの場合調停裁判を何か

で済むのですから、いろいろな問題は起きて来るでしょうが、そう大きい問題はないと思う。不當に高いものだけを押さえるというので、利息制限法一本でなしに、むしろ両方を認めるというよう各國の立法例が行つておると考えております。

○田嶋委員 同様の質問になりますが、中小企業の立場から中島さん

これは理想といたしましては、中小企業の立場から言いますと、やはり低い利子の金を借りることができれば、私は一番いいと思いま

す。この点はもちろん問題はないと思いますが、そのための方法といたしましては、やはりそういう零細金融機関を整備していくことが必要だと思いますが、その方法は、一つは国民金融公庫であるとか、そういう零細金融機関を拡充するのが一つだと思いません。もう一つは、大銀行等においてもやはり金融機関の採算を最優先して、また銀行経営の健全性を阻害してまで行くということは実際上困難だと思いますけれども、やはり金融機関の公共性という点から見まして、できるだけ零細金融面を行ふといふことは当然の線だと思います。もう一つかんじんなどは、中小企業特に零細企業の面において大きな役目を持つたものをもう少し拡充していくことが必要であります。この場合に要點になりますものは零細企業の組織化といふ点が基本的に一つ必要だと考えます。日本の中小企業対策の中で組織化

方策といつてているのは、事業協同組合的なものに主として向かれておりて、非常に片寄つております。これは英米とヨーロッパ大陸とで違いますけれども、ヨーロッパ大陸におけるその方面的組織化方策といふものは、主として零細企業に重点を置いた地域的な

組織を、法令によつて促進していると

いうのが、ヨーロッパ大陸における中小企業特に零細企業組織化の方向であります。イギリスとアメリカは若干違いますが、一応その線を基本に持つて、それと関連して協同組合的な金融の線を拡充するというものが私は基本的な線であるというように考えます。私はこれが一応方向であると考えるわけであります。ただ問題は、現状において中小企業にはある程度自由業的な性格もありますし、ありますから、これを完全に一つの統制的な経済のわくの中に入れるということは困難な面があるという点は認めざるを得ないと思います。従つて将来においても現状においても、やはりそういうことはやむを得ない。この前にこの貸金業の存在の余地とか理由といふものを、やはりある程度認めざるを得ないと思うのであります。そういう基本的な対策なしにこの貸金業を否認することはやむを得ない。この間にこの貸金業

の業法だけを単独に切り離してではなく、出資の受入その他の方で三十錢が認められております。零細金融はこれではやりにくいと思います。もう少し五錢かその辺じゃないかという気がするのですが、大きい金融の方は一応三十錢でもやれる。おそらく二十五錢か三十錢ぐらいで大きい方は貸しているのであります。出資の受入その他の方で三十錢が認められておりますから、この利息制限法だけでなしに、ほかの方と比べ合したら、事業としては利息をもう少し零細金融にまわしてあげれば私はできるのではないかと思います。しかしこの一条を厳格に使うということになると、さきに申し上げましたように、正規の信用組合でさえこれに抵触するおそれが多いと思う。そこで業者としては非常にやりにくいと思いま

す。

もう一つ第四条の特に延滞納、これを切り離すことができるならば、こゝも根本的に運に行つてるのでありますから、この延滞利息は出資の受けたのは、問題になるのは信用組合の金利であります。先ほど私が申し上げましたのは、問題になるのは信用組合の金利でありますが、信用組合の金利も貸金業と零細金融をやつしているといううものは一応存在の理由があるので、それに応じては、先ほど井関さんがおっしゃいましたように、特に貸金業を入等の法律案で許した利子以上に認め

なければ、延滞の何にはならないです。よるに考えるわけであります。

○田嶋委員 そうすると、これはうがった質問になるかも知れませんが、結局貸金業の必要性から来るということになると、貸金業をつぶしてしまうような形における立法は、かえつて中小企業、それからそらした業者のためにならないというように考えられるわけであります。この立法の上から、この立法が通つた場合、業者が成り立たないという心配のある条項がおありになると、貸金業をつぶしてしまうよ

うな形にしてしまいますから、それ以上に、ヨーロッパ大陸とで違いますけれども、ヨーロッパ大陸におけるその立法が通つた場合、業者が成り立たないといふ心配がある条項がおありになると、貸金業をつぶしてしまうよ

うな形における立法は、かえつて中小企業、それからそらした業者のためにならないといふことから考えて、附則の第三項の百七十二条を生かして、商事の場合は業者を認めて、業者の場合合はこの制限は適用しないといふことを生かしておけば、この制限法で私はいいのではないかと考えております。

○中島参考人 貸金業関係の面につきましては、私の考えは今井闇さんの意見だけを単独に切り離してではなく、出資の受入その他の方で三十錢が認められています。零細金融はこれではやりにくいと思います。もう少し五錢かその辺じゃないかという気がするのですが、大きい金融の方は一応三十錢でもやれる。おそらく二十五錢か三十錢ぐらいで大きい方は貸しているのであります。出資の受入その他の方で三十錢が認められておりますから、この利息制限法だけでなしに、ほかの方と比べ合いたら、事業としては利息をもう少し零細金融にまわしてあげれば私はできるのではないかと思います。しかしこの一条を厳格に使うということになると、さきに申し上げましたように、正規の信用組合でさえこれに抵触するおそれが多いと思う。そこで業者としては非常にやりにくいと思いま

す。

もう一つ第四条の特に延滞納、これを切り離すことができるならば、こゝも根本的に運に行つてるのでありますから、この延滞利息は出資の受けたのは、問題になるのは信用組合の金利であります。先ほど私が申し上げましたのは、問題になるのは信用組合の金利でありますが、信用組合の金利も貸金業と零細金融をやつしているといふことになりますが、先ほど私が申し上げましたのは、問題になるのは信用組合の金利であります。それは、問題になるのは信用組合の金利であります。それから現にありますのは臨時金利調整法ですが、これはあなたの今の説明と私は大分考え方が違うの

護してやらなければならぬという消費資金の面なんです。

○井関参考人 私の言葉が足りなかつたと思ひますが、消費資金の場合はやはり利息制限法が必要だと思つております。消費資金の面から見て利息制限法が不需要だとは私は申しません。しかし零細な企業資金には、消費資金と一本のものがある。魚屋とか八百屋とか

中屋参考人 やはり金利は、いわゆる零細企業の場合に、三十錢といふ
ように金利で成り立つかどうかといふ
問題であります。工業の場合には成
り立ちません。はつきり申し上げて、
そういう対象になつておるのは、零
細企業の中でも零細商業の方が多いと
思います。つまり非常に回転率の高い
もの、少くとも月四割くらい回転する
ものでなければ、そういう資金を借り
て返すことは困難であると思ひます。
そういう場合も方向としては、そうい
うものを高利貸金融の線から正常の
融の線に持つて行く必要があると私は
考えておるのであります。できるだけ早
くそういう措置をとつて、なくして行く

措置がとられてないために、貸金業全體をここで禁止したのでは非常に大きな問題だ。だから現状においては認めざるを得ない。その場合に利子の源泉金の吸収に要するコスト、貸付に要するコスト、それから回転に要するコスト、一般的の運営に要するコスト、ほかに若干の危険の負担の問題ですが、業として営む以上は若干利益ということも出て来る。コストと危険の負担と利益という点から見て、現状の零細高利貸金融における金利水準といふのも、実際には若干の根拠があると考えられる。それはやむを得ざる実情にあるので、今日これをただちに否認してしまおることは困難だ。こういう考え方であります。

です。零細なものは資金が四、五十万円から五、六十万なんです。そうするとその事業 자체も零細企業なんです。つまり資金の量が少いから高い金利でなければやれないし、危険があるし、それから手数がかかる、しかも安い資金の導入ができるない、こういうところに難点がある。だから資金を相当導入すれば、おそらく安い金利ができるのではなかいか。外国では株式会社で債券なんかを募集させてやつて、やはり安い金利でやつておるのがあるのですから、資金の導入をふさいでおいて安い金利でやれという、資金を少くしておいて安い金利でやれということは非常にむずかしくなつて来ると思う。信用組合の例を数年前に聞いたのですが、いなかで従業員一人の資金量が三百万円。現在銀行あたりでは、おそらく一千万くらいいなければ一人の人を使えない。ところが普通の質屋や金貸しの場合は平均五、六十万あるかないかくらいだと聞いています。そこで手数がかかるのと貸し倒れがあるので、結局高い金利にならる、こういうことになる。これをどうするかという案は私自身にもないのですが、資金の導入をし、それから大きさが普通の質屋や金貸しの場合の半分程度の資金を許してやる、それから金貸しといふものを社会的に認めてやらなければならぬ。一方は他人の安い金を借りておるようでは、いい人は従事しない。従事するようにやはり立法措置をやつて、資金の導入をして、そうして安い金利で取締つてやるという以外は私は道がないのじやないかと思いま

○議長委員 それで今言うなか／＼かずかしいことだが、零細なものはある程度制限してもいいが、大きなものは制限せぬでもよからうという議論なのですが、ここでいろいろ例をあげます。たが、一流会社が高利貸から金を借りるようになるときは、私が先ほど言つた焼石に水をやるようなものだ。しかしそれにしてもう少し利息が安かつたらあれば伸びたろうということもあるのだが、どうもあなたの説を聞くと、大きな金を借りるというのはどんな高い金をとつたつてさしつかえないと、こういうように聞いたのですが、それはさしつかえないものかどうか。

○井関参考人 それはお金を探りられるような施設があることは私は必要だと思います。それはさき申し上げましたように、現にアメリカの銀行は、日本の貸付課というものをこしらえて、銀行がやるようになつておる。日本ではそれをやらないで縮出してやつておる。従つてそういうものにたよらざるを得ない状態になつて來た。しかし金融業者それのみではなくて、ほかの機関がそういうものに貸す施設をやつつてやつて、そういうところへ行かなくて済むような施設にすることが必要だ、だからそこへ行くのがあたります。だとは私は考えていないのであります。

○佐瀬委員 時間の関係がありますから一点だけお伺いしておきたいと思います。

私はいわゆる消費資金あるいは生産資金、企業資金、商業資金に共通した金融体系としての立法の一元化を主張する一人なのですが、それはしばらくおきまして、日歩の立て方の問題などの

歩三錢とか何錢とかきめられたことが、今日もすべてそのまま通用しておるといふのは、インフレによる貨幣の下落というような経済現象の今日においては、あらためて考え直さなければならぬ問題じやないかと思うのです。明治何年かの百円というものは、経済的にも社会的にもそれまでの意義、価値、効用は非常に大きかつた。それを基準にしての日歩何錢だと、いうことであります。今日ではおおむね、らく百円台の貸借というものはないで、いずれの資金にても何万円が主体になつておると思うのですが、それにもかかわらず、なおかつ百円についての日歩何錢ということを踏襲して行なうといふこと自体に、何か非常に時代的な矛盾を感じるのである。問題については、今まで金融理論と申しましようか、あるいは金融家の方では別に検討されなかつたのか、また両氏のそれに対する御意見はどうであるかということをお伺いしておきさせます。

らの方向に持つて行く傾向にあると考
えますから、大体その方向へ持つて行
くべきだ。ただ現状はそれが完全に行
つてない。そのため、どうしても
そこにこぼれるものがきて来るか
ら、ただその金利の制限という面だけ
では解決しない面が残つてゐる、こう
いう意味であります。

○鐵治委員 先ほど中島さんの言われ
たことで法務省が非常に御迷惑だらう
と思いますから、もう一ぺん考えても
らいたいと思うのです。先ほどあなた
は、法務省から出している逐条説明の第
一条の説明で、別の法律を定めれば、
三十銭までとつていいと書いてあると
おつしやつたのですが、これを読んで
みますとそぞじやないのであります。さつきあ
なたがお引きになつたのは三枚目のと
ころの「すなわち」というところからだ
らうと思いますが、「すなわち、利息制
限法の限度内の利息は、裁判所に訴を
もつて請求し、国家権力による保護を
受けることができる。限度内のものは
裁判所に訴えられる」「この限度をこ
え、日歩三十銭までの利息は、裁判所
に訴をもつて請求することはできない
が刑罰の制裁は受けない、日歩三十銭
をこえると刑罰の制裁があるといふこ
とになる。」などある。これは私があなた
に質問をしたと同一のことが書いてあ
る。あなたはさつきそぞじやないので
に書いてあるように言わされました
その点は御訂正願いたいと思います。

○中島参考人 これは最初お断りしま
したよに、私は法律の理論の方は専
門でありませんが、私の解釈しました
のは、利息制限法によつては一つの制
限がせられているけれども、もう一つ
の方の法律によつてはある程度認めら
れている。その結果、利息制限法によ
ります。

○小林委員長 休憩前に引続き会議を開
きます。

午後二時十九分開議

午後零時四十九分休憩

○小林委員長 それでは午前はこの程
度にとどめまして、午後は一時三十分
でなしに、ただ二つの法律の受取り方
の問題であろうと思います。

曹時休憩いたしました。

午後零時四十九分休憩

○小林委員長 休憩前に引続き会議を開
きます。

午後二時十九分開議

午後零時四十九分休憩

○小林委員長 休憩前に引続き会議を開
きます。

午後二時十九分開議

午後零時四十九分休憩

午後二時十九分開議

の性格が違つておるのであります。間がかかるということであります。従つてそういうものにつきましては別個の基準がいるのではないかと思ひます。第一は危険率が多い、第二は非常な利害がない。す。むろんできるだけ高い金利でない。ようになるということは望ましいわけではありませんが、しかしながら申しましては別個無視した安い、きつい制限をすることがあります。それはちょうど戦後家賃道がとざされてしまふ、あるいは相続流つて来るという形になると思うのを止めますと、こういう金融のありことになります。それから、戦後家賃供給できたのが、その供給の道がと、あります。しかも家賃を制限したとなれば、当然公営住宅その他を十分建て責任があるわけであります——事実りかけたのでありますけれども、こはきわれて不十分であつたわけであります。そのために非常な住宅難が起ります。その面ばかりを強く見ると、それでおるのでありますが、それと同じく、ここで特殊の金融の性格といふものを軽んじて、高い金利を押えるのをやめます。そのために非常に強くなるといふのであれば、貸手がなくなるというのであれば、としてはこういう制限法をやるかとすれば、当然公営において安く貸し得る権限を設ける責任がある。その設けることが困難である——また事実困難な思うのであります。が、そうであれば、もよど家屋において、貸家が成り立つて行く程度の家賃を認めなければ住宅難で困るというわけで、そろそろことになるわけでありますから、性格がかわつておるということを置いて、このの方をやりかねばならないかと思ひます。

うことは、これは慎重の審議を要するところをどう見るかといふに見ることは、われでありますか、きわめて大ざつぱに十分なり得られる、このくらいの資金は、もう金貸業者がそれでは貸せないというので貸さなくとも大丈夫やつて行ける、しかも金貸業にたよらなければならぬような経営の仕方それが自身が、すでに間違つておるのだ、そういう権道を歩む道を渡らないようにして行つて大丈夫だといいうラインは、大体どこだ、これは金融業者その他の主体で専門に研究してもらいたいと思うのですが、それは大体五十万円以上ではないか、五十万円以上の資金であるならば、これはもう金貸業者による必要なし、利息制限が嚴重であります。それがそれで貸せないと、金業者はそれでさしつかえないと思われる、それでさしつかえないと思つて、その今のラインは、さつき言いまして下というものは大体正規の金融業者外のものに主としてたよらねばならない、こういうことだといいたしますと、その今正確ではないのでありますから、研究していただきたいと思つて、あります。それが五十万円以下になりますと、これはそれ以上の金利とは格が違つてありますから、刻み方ばかり立つて來なきちやいけない、高金利の刻み方が違つて來なきちやいけない、というのは第一危険が非常多い、一般的の金融機関が相手にしなければならない、どこでもみな同じようないい制度でなければその金融は運んで立つける、しかもあとにもありますよな、そういう手数料その他は全部

とみなす、こういうのでありますれば、これはよほどそれらの特殊事情を考慮して刻み方をかえて行く、こういうことが必要になるのではないかと思つてあります。そういうわけで、しかもそれは金融が一定の金額以上にならぬ限りは、手数料が非常に多い、こういうことになると思うのであります。

そういうふうに考えますと、五十万円以下をどういうふうに刻むかということが、実はこの法案の最も重大な対象となるのじやないか、五十万円以下をどう切むかということが一番大きな問題になる点ではないかと思うのであります。私のほんの腹つもりで、科学的に研究したという意味ではないのであります。たとえば五万円以下の貸金、これはもう手数が非常にかかるのであります。そうすると少くとも五万円以下というラインがいるのじやないか。それからまあとそれ以上五十万円といふのはあまり大き過ぎる、そういうのになると五万円以上二十万円、二十万円以上五十万円未満というように、五万円以下のラインを少くとも三つぐらいに考える必要があるのでないかと思うのであります。

そこでもう一つの問題は、さつき申しましたように、今度の利息制限法は商業信用、いわゆる経済的行為に必要な資金の需要までも対象にしたのであります。たとえば五万円以下の金を借りるというふうな場合には、その資金といふものははどういう働きをするかといふと、この場合には資本にたまる部分はきわめて少い。大部分はその労力を売る、その売る一つの機会をつくるため金がいるのだ、たとえば夜泣きなど

は非常に少い。労力が大部分だ。それをするとなるほど資本から見ますと相高い金利のように見えても、本人から見ると資本の負担はわずかなんで、入部分は労力を売るのだということに入れば、金利の負担能力というものは、そういう意味においてはかなり普通の場合とは違つて来るわけであります。ドッジ・ラインで金融を引締めましたときに、私はゆるまないという話をしたときには、某大銀行の頭取が、こう不景氣では金利がゆるむという説をされたときに、私はゆるまないという話をしたことがあります。それはどういふ理由であつたかといふと、終戦後事業の大半が荒廃している、そうしてあるものはここに三億の設備がある、もう五十万円足せば全体が動くんだけれども、五千万円が足らないために設備が遊んでいる。こういう事情が非常に多い。そういう場合には少々高い金利を払つても全体が動くなら二億五千円で、普通の金利の二倍払つても、その方がまだ有利だ、こういう状態の場合は当然金利が高い、下りはしないといふことを申したのであります。それがあの場合は臨時である、変態事情でありますけれども、おそれらく五万円ないし十万円以下の資金を借りて仕事をしている、なりわいをつくる、経済生活をする、こういう人にとってはそれには似たような、つまり労力が大部分だ、資本はわずかだ、それが永久的だ、それが恒久状態だ、こうふうになるのではないかと思うのです。あります。そういう場合には金利はなるほど高い、一見高いよう見えて、その負担は少い。それを過重に圧迫さ

借り入れ得られる合理的な金利、その方が高くてもい、こういうことになります。それからさつき言いましたように、非常に危険が多い及び手数が非常にかかるこういうふうなことから言いますと、このわけ方はたとえば五十万円以上一百万円くらいのところはもう少し下げていいと思います。ことに百万円以上といふのであつたらもう少し下げていよい。これは金融業者にたより得られるのであつて、その方に主としてたよらすという方向に持つて行つていいのではないかと思うのであります。ことにこれらの金利は今後の日本の経済状態、金融状態に、一般的の金利と密接な関係があるので、少くとも五十万円以上が一般金融機関にたより得られるという形になると、一般的の金利の動きといふものと密接な関係がある。ところが大正八年当時に一割二分であつたのを一割五分に上げる。これは非常な逆転だと思います。大正八年当時は日本の金利はまだ英米に比べれば比較的にさう高くないのでありますと、二倍以下であります。非常に外国との金利の差は少かつた。今日は三倍近く高いのあります。金利の問題から言いますと、過去に比べて今の金利が高いとか重大な問題なのであります。というのは国際競争上金利が問題になるからなんできります。そういう意味から言いますと、大正八年当時よりもむしろ安

くなくちやいけないのであります。それを引上げるということはこれは逆行だと思います。しかし実際はどうかといふと、終戦後の日本の金利はインフレーション時代の金利であります。インフレーションのときには金利は非常に高くともこれは経済金利なんです。つまり当月一割の金利が当然であります。あのときは一割払つてもうかる。物価が二倍三倍に上るのでありますから。そういうようなインフレ時代の金利、特にたとえばドイツのとき一番ひどいときは、ライヒスパンクつまり中央銀行の金利すら十割、市中金利は十割以上、中央銀行であつても十割、こういうふうにインフレ時代には非常に高い金利なんであります。これが十分引合り経済金利なのであります。しかし今まで問題がないのであります。ただ今までのインフレ時代の高金利の覚えがありますそのため、一般的の金利がまだ必ずしもそこへかかる必要があると思うのであります。しかしこれを見ますと、過去においても金利制限法のようなものを設けるとなか／＼これは動かない。明治三十年からやつて大正八年まで動かしていない。大正八年から今日まで動かしては先を見た金利にしていて、ここ二

年内外は計画的に少し今の情勢を考慮したものにつくる、そのくらいのことになりましたが、あのときは一割払つてもうかる。物価が二倍三倍に上るのでありますから。そういうようなインフレ時代の金利、特にたとえばドイツのとき一番ひどいときは、ライヒスパンクつまり中央銀行の金利すら十割、市中金利は十割以上、中央銀行であつても十割、こういうふうにインフレ時代には非常に高い金利なんであります。これが十分引合り経済金利なのであります。しかし今まで問題がないのであります。ただ今までのインフレ時代の高金利の覚えがありますそのため、一般的の金利がまだ必ずしもそこへかかる必要があると思うのであります。しかしこれを見ますと、過去においても金利制限法のようなものを設けるとなか／＼これは動かない。明治三十年からやつて大正八年まで動かしていない。大正八年から今日まで動かしては先を見た金利にしていて、ここ二

つきましてはこの制限ではおそらく金融業は成り立たないと思う。そういう面であります。それで、しかも金融業者にたよらざるを得ない、ほかに設備がない、しかも負担能力から言いますと金利だけを見渡さなければなりません。しかし違つて、自分の労力を生かすために使う資金は自分の労力を生かすために使う資金である。しかも貸す方から言えば日掛とか月掛とか非常な手間があり危険もある。これを一般の金融機関の金利の融資に限られていたやつが、今度は生産刻み方で行つたのでは、これはもう話にならないという形になるのではないか。ことに利息制限法が從来は消費金融に限られていましたが、今度は生産刻み方で行つたのでは、これはもう話にならないという形になるのではないか。ことに利息制限法が從来は消費金融に限られていましたが、今度は生産刻み方で行つたのでは、これはもう話にならないという形になるのではないか。ことに利息制限法が從来は消費金融に限られていましたが、今度は生産刻み方で行つたのでは、これはもう話にならないという形になるのではないか。ことに利息制限法が從来は消費金融に限られていましたが、今度は生産刻み方で行つたのでは、これはもう話にならないという形になるのではないか。

次は第三条の利子の天引きの点であります。一応利子の制限をするという建前をとれば、天引きの場合の制限がいるということは当然のようだと思うのですが、しかしこれではほかの方面で大蔵小委員会や何かの方で出でるのは、今まで日歩五十錢のが三十錢だというわけであります。そういうものとあまりにかけ離れていてはしないか、利子としてあとから払うのだから幾ら払つてもこれは任意に払えしかたがないというのだが、第一条の二項にあります。その利子を割引料といふような形で先へ払えばこれは規定の利子以上とつていいかないといふ。大体私がこれ全体を拝見いたしましたが、これが最も重要な点から感じました要點は、一つ一般的的な点から感じました要點は、なつてもかなり安いものになつて行くだけであります。こまかい技術的な点は私わかりませんので、一般論から簡単に意見を申し上げた次第であります。

二項と第二条がかかれ過ぎやしないかと思う。事実また今日の場合日歩五錢ないし十錢というくらいの金は商業的にうんと使われている。大きな証券会社辺でもそのくらいまだ使つておらず、こういつたします。

○小林委員長 これにて高橋参考人の意見の御開陳は一応終りました。ちよつとここでお待ち願つて、あとで質疑申立てます。

科学的に研究したのではないのでありますからその立場で御研究願いたい、これまでからその立場で御研究願いたい、どう思うのでありますか、たとえば五万円以下は少くとも今の二割が五割な

いし二倍くらいにしなくちや實際に合はないのであります。五万円以下のものは少くともそじやないかと思うのです。そうして五万円以上はさめちや／＼にしやしないか。一度約束でございますが、私どもはこの法律を純然たる経済立法というやうに考えず、経済立法的な性格というものが全くないわけではございませんけれども、やはり社会的な立法だというふうに考える所以でございます。そういう意味におきましてこの法律案を考えてみると、この案全部が無意味になると思われるのだと、こういう形になつて、それを思つておくる必要があるのではないかと思つてあります。

百万円以上というふうな金融機関にたつては、おそらく金融業は成り立たないと思つてあります。百万円との間につきましてはこの制限ではおそらく金融業は成り立たないと思つて、そういう面であります。それで、しかも金融業者にたよらざるを得ない、ほかに設備がない、しかも負担能力から言いますと金利だけを見渡さなければなりません。しかし違つて、自分の労力を生かすために使う資金は自分の労力を生かすために使う資金である。しかも貸す方から言えば日掛とか月掛とか非常な手間があり危険もある。これを一般の金融機関の金利の融資に限られていましたが、今度は生産刻み方で行つたのでは、これはもう話にならないという形になるのではないか。ことに利息制限法が從来は消費金融に限られていましたが、今度は生産刻み方で行つたのでは、これはもう話にならないという形になるのではないか。ことに利息制限法が從来は消費金融に限られていましたが、今度は生産刻み方で行つたのでは、これはもう話にならないという形になるのではないか。ことに利息制限法が從来は消費金融に限られていましたが、今度は生産刻み方で行つたのでは、これはもう話にならないという形になるのではないか。

し問題を大きいたしまして、外国の金利とあまりにも開き過ぎておる、この差といふものがある程度縮めなければ、国際競争に金利の点だけからいつてもひけをとることになるといふような観点からだと思ひます。多分に政策的にきまつて来ております。少しく言ふものは、そういう意味におきまして私は政策的金利といふように考えており過ぎかもしませんが、今日の臨時金利調整法によります短期の金利といりますが、もつと実勢は高いと存じます。特に一年以上の長期の金利につきましては、これは臨時金利調整法の適用外でございまして、私のおります興業銀行その他において長期貸出しの金利はそれではどうなつておるかと申しますと、大体におきまして、これは銀行によつて違つて存じまするが、三銭一厘くらいが中心だと存じます。これも短期金利の引下げに応じまして若干一、二厘のところ一、二年で下つて來ておりますが、現在のところ三銭一厘くらいが中心ではなかろうかと存じます。申し上げるまでもございませんが、こういつた統制金利以外の金利の中心といふことを申し上げたのであります。相手先によりまして、あるいは金額によりまして、期限によりましてかわつて参ります。これよりも一、二厘低い、あるいはもつと低い金利で行われております長期の金融といふものも相当あるわけですが、大体三銭一厘くらいであります。そうなりますと、これはすでに一割一分を若干越えることになります。さらにもう一つ公共性の強い政府の金融機関であります開発銀行の貸出金利はどうかと申しますと、電力その他特殊なものほど

さいますが、基準の金利は年一割といふようにきまつておるのでございまして、旧法の関係と非常に妙なことに現状ではなつておるのでござります。そこで先ほどの三銭一厘が一割一分に当るわけでござりますが、これが現行法の千円以上一割という制限とのからみ合いからいろいろ問題がございまして、こういう長期のものになりますと、大体担保をとつて抵当権を設定する、登記をする、この登記の場合などにこの問題が非常にやかましい問題になつております。制限金利を超える契約につきましては公正証書ができるないことになつておるのでございまして、われわれがねぐらこの点について利息制限法を実情に沿うように改正していくいたくことを希望しておつたわけでございます。

万円以下のものが、全部ではございませんでしようが、これに該当するわざでございます。もちろんこういう数字を申し上げますと、少しく金融に明るい方は、銀行は表面はこういう金利をとつておるけれども、歩積みを要求したり、両建を請求したり、実際の金利負担はこんなものではないというような御意見がすぐ出るのだろうと存じます。こういうものをどういうふうに計算するかわかりませんが、しかしこの最高金利の二倍とか三倍とか、うようなことはならないので、せいや、実質的な金利負担というものが三割、四割といふように、これ以上になるということはある程度考えられるわけでござります。そうしますと、この改正法によります百万円以下一割八分というところが實質的に考えますと相当の問題のあるところになるのではなからうかと存じます。銀行の貸出しの場合において、あるいはこういった金利の計算の仕方をするということ、そのことと、この利息制限法の規定の上におきまして最高の金利を幾らにするかといふ、そのきめました金利との間に、どういう考え方をしていいか、どう結びつけて考えていいか、私も率直に申していろいろ考えてみましたが、断定的な意見にもなりませんでしたが、そういう点を考えますと、ここにあります百万円以下十万円まででござりますが、年一割八分というところは決して高いところでない、むしろ若干低いかというような感じを持つたのでござります。

最大の問屋の二つでございますが、この二つの会社が解体の当時におきまして、中小の業者に対し前渡金という形で資金を融通しておつた額といふものは、正確な数字は今日記憶しておりませんけれども、相当大きな額、それもたとえば私どもの方で、三十年来中小工業部という専門部をつくつて中小金融をやつておりますが、それよりもはるかに大きな金額に達しておつたかと記憶しております。こういうよろな問屋金融といふものが、戦後におきましては問屋さんの資本が非常に貧弱になつてしまつたために、なかなかうまく行かない。從来問屋さんは自分の資本といふものを持たれ、そうしてその資本というものを土台にして、銀行その他から十分資金を調達する力を持つておられた。その資金が問屋金融といふ形で中小業者に渡つておつたのでございますが、こういつたものが全部切れてしまつた。全部と言つては言い過ぎでございますが、非常に道が細くなつて来たというところに、今日の中小企業金融の非常に大きな問題があらうかと思います。この点につきまして、それでは銀行がその欠陥として出ましたものをカバーすればいいと言えどそれがきりでございますが、実際には実事中小金融をやつてみまして、一番問題になりますことは、一口で申してしまえば信用をどういうふうにつかむか、そして金を貸すことができるという判断をどういうふうにして持つかという点に一番の問題があるわけございまます。中小企業の場合におきましては非常に個人的な色彩が濃い。御主人が病気になられると、会社の形態をとつて

おります場合においても、会社自身が振るわなくなるというような弱味もございます。あるいはまた先の市場の事情について暗い。大会社の場合において市場の見通しが先行きあまりおもしろくないというようなことがわかるような場合においても、中小企業においてはそれを知らずになお生産あるいは増産を続けられるといふやうな、こういった欠陥があるわけでござります。問屋金融の場合におきましては、非常に極端なことを申しますと、割安の資材を調達して来てこれを供給する、あるいはまた技術が不足の場合においては技術者を派遣して指導する、先のあつせん、これは問屋さんのことですから当然なことでございまして、金融と同時にそういうよな信用力を外からつけるような措置が並行的にとられておる。それなるがゆえに、問屋金融が脱落した場合、銀行といふやうな近代的な組織になつておるところでは、そういういかゆいところまではなかく手が届かないという事情がござります。こういうことから、ここで問題になりますよな中小企業金融を問題にする場合において、銀行だけを問題にすることは非常に困難であります。むしろ銀行以外で資金を調達される機会が非常に多いと予想しなければならぬと思ひます。そのことがいいとか悪いことかは別にいたしまして、現実にそくなつております。この点はそう急速に改善はされない性格を中小企業そのものあるいは中小金融そのものが持つておるのじやないかと私は考るのでござい

場合における金利というものの間に、はどうしても相当の差を考えなければなりません。それでは一体幾らにしたらよいのですか。だということになりますが、その前に、ここでどちらかといえども低目に抱えておけばよいじゃないか、弱いものを保護するという社会立法的な性格を持つておるならば、そういうことにも出て参るかと思いまます。が、これは実際問題としまして、低目に出した場合においては、この規定そのものがなかなか守られないことになつて来るのじやないか。今日の現実の状況を考えましても、私はそう詳しく述べておる辺の事情を知つておるわけではありませんが、私の耳に入りまするものから考えましても、ある程度実情に沿つて行く考え方と、いうものを考えていただきたいというふうに思つております。

利水準というものは、確かにインフレーションの結果非常に高くなつて来ておる。外国における金利との比較、これまた一般にいわれているような、単に中央銀行の割引レートの比較だけでは金利水準を比較することは、いろいろ疑問の余地がございますが、そういううこまかいことは別にいたしまして、全体として見た場合において、やはり外国の金利よりは高い。今日以上にこれが高くなつて行くということは一応考えられないであります。しかし金利といふものは一口で申せば、やはり資金の需給関係できまつて行く。今日の金利は必ずしもそういうふうにしてきまる自由な金利ばかりでなくして、金利を動かすことによりまして、各種の経済的な効果を期待する、あるいはそういう効果をねらつて金利を動かす、ということ、金利の性格は、やはりそのときの事情あるいはその国の経済の実情、その実勢によつて動くものであろうと思ひます。そういうことは当分考え方られないといつてしまえば別でありますけれども、他の法令を基礎にしまして十分行政的な指導によつて規制し得るような金利と、ここにおける金利の制限との関係を、何かもう少しはつきりできないもののかというふうに考へるのでござります。

うとする。それを低目にすれば現実にはなかなか／＼守られなくなる、そういう一つの矛盾は、どういう法律をつくりました。でも、現実問題として残るのでないかというふうに私は考えるのです。この利息制限法そのものの問題ではございませんが、それを解決するには、この法律によらずに、別途そういう小口金融というか、あるいは庶民金融というかあるいは生産信用という面に重点を置いて中小企業金融というか、そういう金融の施設につきまして、もう一段の充実が行われていいのではないかと存じます。特にこの二年、二年中小企業金融の重要性が問題になりました。国民金融公庫に対する出資がふえるとか、あるいはまた中小企業金融公庫等の設立があるとか、各般の措置がとられて来るのであります。先ほど申しましたような、この法律だけではなくてどうにもできない問題を無理にこの法律で解決しようということではなくて、別途の措置によつてこの問題は解決されるべきものではないかというふうに考えております。

〇六

○小林委員長 御異議がないものと認めまして、発言を許すことにいたしました。山本勝市君。

山本勝市君 まことに恐縮でありますけれども、委員外から出まして、二、三の点をお伺い申したいと思うのですが、大蔵委員会の方にもこれと裏表になるような法律が出でることは御承知の通りであります。この方の審議もただいま進んでおるわけでありますが、しかし両方が深い関係を持つておられますので、今日は実はお話を承りに参つたのであります。この機会に、他の委員の方の御質問もあるかと思いますけれども、お教えを願いたい。

それは、今梶浦先生から、この法律は多分に社会的な法律だ、経済的な法律というよりも、社会的な法律であるというふうな御見解もありましたが、私はむしろ道德的な要求に基いておるようだと思うのです。しかしながら、それが道德的な要求に基づきましても、一つの法律としてできて罰則までついて来るということになりますと、経済生活に非常な影響を持つものですから、単に道徳の領域でのみとどまるものなら、すなわち罰則などがなくて、道徳上の問題として問題になるのなら別ですけれども、罰則が伴つて法律として出て来る以上は、経済との関係を深く考えなければならぬ。先ほど来これが実際問題として問題になるのなことにならぬか、こういう御心配もあつたのであります。私どもの今のまですが、また今後実際行わないようなことにならぬか、こういう御心配もすでに公正証書をつくることができないことになつておるということであります。

一
四

いのですが、この方はなべて、向うの方がついているわけですね。それでもしきごういう法律はない方がいいのじやないか。これに対し忌憚のないひとつ御批判を承りたい。これは道徳的なことから申しますと、あるいは社会的という要求から申しますと、大体利息そのものをとらない方が一番いい。二宮尊徳の言うように、無利息金融、つまり利息をとらない方がいい。あるいははずと昔の中世以前の考え方のように、一休金が利子を生むということは自然の法則にそむくさるが子を生むとか、犬が子を生むという話はわかるけれども、金が子を生むということは自然の法則にそむくだらけしからぬというような、かつてそういう議論が盛んに行われた。これはやはり道德的にいえば、むしろ利息なんといふものはとらない方がいい。しかしいかにやかましく言つておりましても、やはり利子といふのは生まれて来る。しかもキリスト教の教会法においてすらも、やはり利子を認めざるを得ないようにならぬといふやうな、かつてそういう結局なつて来た。そういう必然に生れて来るものを道徳的な要求で律しようということは、むしろ百害があつて一利がないのじやないか。この書類を見ますと、明治三十三年がどうとか、古めかしい文章のためにもあまり実行されなかつたというようなことを書いておりますけれども、文章が古めかしいとか古めかしくないとかいうことで実行せられなかつたとは思わない。むしろ利息制限を非常に高いところにきめておけば、これは実際上そうじう高いところに上の心配はないのですから、これを犯すものはありませんけれども、これは法律があつたから犯さない

ではなくて、初めの制限が高過ぎて、それから犯さないのである。ところが事実効力があるような、場合によつては抑えるという法律があるために押さえられるというふうなところにきめておきますと、違反者が出て来る。ですから、道徳的に言つても守られない法律というようなことになつて、かうして逆効果を持つて来はせぬか。経済的に申しますと、空文になるか、あるいはそういう守られないようなことになるのではないか。ですから私が伺いたいのは、全部そういうことをきめなかつたとした場合に、一体どれだけの不都合を生ずるだらうか。これは立案者の方にも実は伺いたいのですが、きょうは参考人の方ですか別ですが、これまで明治三十三年、その後大正八年ですか、また少しかえたといふのですが、今までの間にこれが一体そういう効果があつたのか、なかつたのかといふことがあります。私はかえつてない方がいいのじやないか、だからこの機会にむしろこういうものを廢止してもらいたい。これは高橋さんに伺いたい。これは自分の専門の話で、あまり専門の話を申し上げると固苦しくなるから申し上げませんけれども、結局利息というものが自然に生じて来る。というのは、かりに無利息であつたとしたら理想でありますけれども、無利息になると借手が非常に多くなるから申上げませんけれども、結局利息というものが自然に生じて来る。ですから、利息というものの一つ大きな働きは、やはり借手を退却させ、たくさんの借手の中で、ちよつと

資金の供給量のこところまで需要者を奪退する役割が一番大きな役割であると思う。これはすべての価格の役割と同じである。つまりただであればほしにやつていいか、くじ引きさせるわけにも行かず、結局そこに金を払わなければいかぬ。金を払うのなら、やめておこうというのでひつ込んで行くものが、あるから、結局需要供給のバランスがとれる。資金ももし金利が全然つかぬということになつたら、借手が山のように押しかけて来て、どの人に貸しきいいかわからぬでしようから、そこにやはり金利というものが出て来る。その金利を払つては引合はない、もうやめておこうということで借りないものが出て来るから、あの残つた借手で供給とのバランスがとれるようになる。こういうふうに、借手を撃退する、という働きが一番大きな働きであり、第二には貯蓄の一つの大きな誘因になる。つまり資金の供給を豊富にすること、需要を撃退するということ――全部撃退するわけではないのですが、適当なところまで撃退する。そうすると、金利は安ければよいという考え方には、これは道徳的に、金を借りる方の立場の人から考えて、理想が無利息だから、従つてなるべく安い方がいいということになりますけれども、しかし今のような資金の供給源である貯蓄をやすやすとほんとうにこれだけの金利を払つても借りようというのだけは非常に多い。その需要者を整理して、そうしてほんとうにこれだけの金利を払つても借りようというのだけは残そり、つまり需要者の数を減らして行こうという働きから申します。

は、貯蓄をふやす上からいつても困るのです。それから需要を撃退するといふことから申しましても、あまり安いことは困る。ですから、借りられる人だけの立場から考へると、それは安い方がよいのですけれども、借りた人だけが喜ぶので、ほかの需要者はまったく借りられない。そして金融機關で借りられないから、よそへ行つてでも借りようということになると、この法律には罰則がついてないというが、もう一つの大蔵委員会に出た方で罰則がついておつて、そのために今度は事実借りられないというふうな結果になつて来る。むしろ一方で安く借りた人があるといふことが、ほかの人が高く借りなければならないというふうな原因になる。ですから、この資金の需要と供給の関係から、供給をふやすことも必要である。それから需要者を適当なところまで減らすことが必要である。その両方の働きからいって、金利は高過ぎても、安過ぎるのもいかぬということはあまり考へていらない。しかし實際は安過ぎてもいけない。ちょうどころ合ひがいいのですけれども、そのころ合いといふものが、時と所と、あらゆる条件で違つて来る。このころ合いといふものを法律で固定させるということはできない。ですから、ない方がいいんじゃないのか。むしろ金利の制限といふものは、利息制限法だけではなく、臨時金利調整法も全部撤廃してしまつたら大混亂を生ずるだろうか。それともそれほどのことはなかろうか。こち

れる尾浦さんとの感想でもけつこ
うです、承りたいと思います。
○梶浦参考人 まず前者の方は高橋さ
んの方が適当ではないかと思います
が、あとの方の問題、臨時金利調整法
の問題でござりますが、先ほど私申し
上げましたように、今日のあの制限に
よる金利の水準というものは、実勢を
反映していないのではないかというこ
とと、あの金利といふものは政策的な
金利であるということ、これは私どう
いうふうに信じております。現在そぞ
いうふうになつておる金利といふも
の、これも高いとか安いとか——金利
の問題は御承知のように三百六十五日
大体高い／＼と言われておりますの
にそぞいう意味においては非常に問題
になる、実勢を反映していないといふ
ことは言えるのであります、それで
伺うことはないのですが、同時に
は実勢はどこにあるのかといふこと
は、政策金利でありますだけに非常に
わからない。かつて戦後の統制時代に
マル公制度がありましたときにも、実
際はコストは幾らなんだろう、幾らで
ならば大部分の会社がその商品を売る
のだろうというようなことを、いろいろ
コスト計算をやつてみてはじめてみ
ましても、なかなかわからなかつた。
それが統制撤廃になりました結果、一
つの水準というものがおのずから出で
来たというようなことも同じよくな
った。それがなからうかと存じます。私、私
見を申し上げるにとどまるのであります
が、臨時金利調整法による金利の引
下げといふものは、いろいろな意味で
無理が重なつているというふうに思い

うに、無理でありますれば、銀行側としてはそれに対応するような措置をとる。結果において利息収入が一定のところまで来るような措置はある程度とる。これは何でもやれるということではございませんが、ある程度のことはやれると思います。そういう意味においても一ぺんあれを撤廃してみたらどうかということは、私も実はよその会合で主張をしたことなどございます。その場合においてとんでもない金利になるかどうか、これも私は今日の銀行制度のものにおきましては、もちろん例外的な金利行き過ぎの事例が出るかも知れませんが、全体の水準としましては、そろ大きな変化は出て来ないのじやないかと考えておりますので、むしろ一度撤廃して本準といふのをそこで判断をしたらどうだということを言つたわけでござります。ただ今日すぐここでやるかどうかということは、別の問題があるのでないかと存じます。と申しますのは、「言うまでもなく民間とともに経済の引継ぎ政策をやつておるというときに撤廃するということは、それに逆行するような効果が出やしないか。撤廃することは、金利そのものとしては大きく響きませんが、むしろ副次的な効果から、経済の正常化を目指して進んでおるとき、おもしろくない効果が出やしないかということをおそれるわけであります。はなはだ自信のないお答えで申訳ございませんが、そういうよう考へておられます。

は、おつしやる通りだと思うのです。ところが実際においては金を借りると病気とか、あるいは非常に困ったことが起きたとかいうようなほかのことでも、いやおうなしに借りなければならぬという場合が多くなるわけです。そういう場合にこれをほつておいていいか。しかもその約束したものを法律をもつて強制し得るようなことを許しておいていいかというと、そういう場合には、いつも經濟金利ではなくし、貸す方の言う通りの金利で支払わねばならない事情のために借りる人が必ずぶんあるわけです。ちょうど山本委員のおつしやるようなことであるならば、たとえば労働基準法も知らない、労働法も知らないということになるのでありますけれども、やはり一定のものの標準をえなければ、弱い方がどんなことをされるかわからない。こういう危険は出るわけでありますし、そういう事情があればこそ、過去において利息制限法というものがずいぶん長い歴史を持つておる。つまりそういう弊害が常に起るわけであります。そこで全体の經濟事情から見まして、少くとも法律をもつて約束をした金利をとり得るを得ない。そうしなければ弱い位置にいた人はいおうなしに向うの言うなりにならざるを得ない。こういう問題が出て来るわけです。ほかの方に行けばいいじやないかということになると、そこへは行けないという場合も非常に多くありますようし、ある地域でそういう場合には自分が知つておるとか何とかいつて、何も知らないいろんなところへは行けないという場合も非でしまよけれども、実際においては、

はそれ以外にないというのもあります。一定の制限は置くべきだと思います。いわんや法律をもつてそれを強制する、国家が保護を与えるという場合に、は、当然それは置くべきである。ただ、さつきも言いましたように、家賃が高いからといって、終戦後家賃をあまり安いところへ統制したものだから貸家ができなくなつた。しかもかわりの公営住宅も十分できない。それで住宅難に陥れたのですが、そういうことのないようにすべきだ。それだけは考えるべきだ。けれどもほつて置いていいというわけには行かないと思うのです。これは銀行との取引でも、今は銀行の数が非常に少くなりまつたけれども、それでも下の方の金融機関では、平形の期限が来た、これをほつておけば不渡り手形になる、破産になるという場合には、言いなりに借りざるを得ないのですね。そういう場合にはある一定程度の限度を与える。しかもこの法律では、それは任意である限りは問題はないのですね。あとで法律の保護を受けてその契約を実行しようというときに、初めてこれが問題になる。そういう國家が保護を与えるときには、そういう弱い位置、せつば詰まつた位置において、対等の需要、供給の関係において金利を定める資格がないという場合には、一応最高限度を置くべきだと思う。事実また過去においてそういう弊害が非常に多かつたからこそ、利息制限法というものが各国に発達して來たというようになります。

である法律は明治三十一年から大正八年までかねておつた。それから今までまたかえすにおつたということは、あつてもなくとも同じような法律だからそりやうふうになつておつたと思う。必要があつて、レーザン・デートルを主張して來たといふものとはどうも私には考えられない。

もう一つ、現にこれまで貸金業法によつて、五十銭までは事実上さしつかえない、五十銭以上は大蔵省へ届出をすることはできない、五十銭以下は一応届け出ればそれで有効があつたのですけれども、五十銭までとつたかといふと、とつてはいな。事実上三十銭、二十五銭、十五銭というように、そのときの需給関係で三十銭以下であつて、五十銭まではとつていい。ですからそういうふうに五十銭まではとつていいことになつておつても事實上はとらない。法律があつても犯す者もできて来る。なかつた場合に、高橋さんがおつしやつたようなこともありますけれど、これはしかし民法に公序良俗に反する契約は無効だとう規定がはつきりある。この間も東大の民法の先生に聞いたのですけれど、國にあまりない。昔はあつたでしょ。中世紀においては利子そのものを否定するような考え方があつたのですから、あつたでしょ。けれども、今はなくなつておるそうですが、しかしどう。中世紀においては利子そのものをも、利息制限なんというものは太体外國にあります。昔はあつたでしょ。イッの場合には、窮迫、無知に乗じてやつた場合にはこれは無効だという規定があるということになりますから、私はその際東大の民法の先生に、ドイツのように窮迫、無知に乗じてやつたのはいかぬというふうに日本の法律に

きめるわけには行かないかと申しまして、実は公序良俗に反するという中には窮屈、無知に乘じてやつたものといふのもはつきり含んでおるのだ。だからそれでりっぱにやれるのだということ語であります。だからこのよういふんとうに困つたところへつけ込んで、そしとよそへ行けばもつと安く借りられる場合でもよそへ行くまでもない、そこできよう今ちよど金がなければいけないというときに乗じてひどい契約などをすれば、これはもう当然公序良俗に反するものとして無効になる、しかもそれは特殊な例外のもので、それを今度は金利といふうな経済行為全部につきまとつて来るようなものに対して、つまり資金の貸料と申しますが、資金の価格といふようなものを法律で固定しようということは、よほど考えなければならないのじやないか、こういうふうに私は考えるのでありますけれども、これはしかしざ論にわたるようでありますからやめます。が、高橋さんのお考えはよくわかりました。どうもありがとございました。

と思います。さつきも言つたように、ドイツのインフレーションのときには、ライヒス・バンクは最後には十割何ぼまで高い金利をとつた。日本ではこの法律があつたのじや中央銀行でもそういうことはできつこないわけです。そういうときに一体どうするのかという問題が起ると思います。しかしインフレーションといふようなことはもう普通にはないものと考へるべきで、そういう場合が来れば、これに応じ得るような措置がいると思います。そういう意味で、私はさつき言い落しましたけれども、何かそういう事態が起つたときは、法律の変更ということではなくとも、つまり一定のそういうようなものをやつておいて、インフレーションといふことを考へれば、緊急にこれを禁止し得るようなことも必要だと思ひます。

それからもう一つは、限度の区別の仕方といふものが、インフレーションになつたのに百円以下とか千円以上とかいうふうに、まるきり貨幣価値と遊離したような規定がそのまま残つておつたところに問題があつたと思ひます。それでこの金利については、いろいろ見方により意見はあると思うのであります。が、やはり金利といふのはかりでなしに、全体の今の大きな傾向として、経済界に非常に大きな影響のあるものを自由競争に全部まかせておいてよいかどうかということになると、山本議員とはよほど立場が違うのであります。それは私ばかりではなく、しに全体の考え方になると考へて、自らますが、やはり国全体と考へて、自由競争にまかせておけば弊害のあるところはこれを是正する措置をとるべき

だら、それが資本主義経済の発達の大きな傾向だというふうに思つておるのあります。それだけでこれまでのライヒス・バンクは最後には十割何ぼまで高い金利をとつた。日本ではこの法律があつたのじや中央銀行でもそういうことはできつこないわけです。そういうときに一体どうするのかという問題が起ると思います。しかしインフレーションといふようなことはもう普通にはないものと考へるべきで、そういう場合が来れば、これに応じ得るような措置がいると思います。そういう意味で、私はさつき言い落しましたけれども、何かそういう事態が起つたときは、法律の変更ということではなくとも、つまり一定のそういうようなものをやつておいて、インフレーションといふことを考へれば、緊急にこれを禁止し得るようなことも必要だと思ひます。

○山本勝市君 これはついでにちよつと法務省の方に伺いたいのです。大正八年から今日まで約三十四、五年の間に、元金百円未満は一割五分、百円以上一千円未満は一割二分、千円以上は一割、つまり百円などという問題にならぬよき数字でそのままインフレーションの中を通して来て、すでにデフレ時代に入つておる今日まで三十何年間、これをなぶらずにそのまま過して來たということは、あつてもなくともいい忘れられておるようなものだから過して来られたのではないか。もしこの法律がほんとうに生きておつたのなら、百円未満幾らなんというふうな、ほとんど昔話のような、問題にならぬよき数字で、あのインフレ時代から今まで何らの修正も行わずに通

きました。しかし額定があつたにもかかわらずそれがそれなりになつておつた、そういう怠慢があつたということにあつたのである。上位の範囲においてやるのが当然な無効だ、こういうふうに見るべきじやないと思います。ただ問題は、これは上限を規定するのでありますから、それを越えて、利息制限法それ自身が必ずしも間違つておるのである。それは、上位の範囲においてやるのが当然な無効だ、こういうふうに見るべきじやないと思います。ただ問題は、これは上限を規定するのでありますから、それを越えて、利息制限法それ自身が必ずしも間違つておるのである。それは、上位の範囲においてやのが当然な無効だ、こういうふうに見るべきじやないと思います。ただ問題は、これは

○村上政府委員 現在の利息制限法があつてもなくとも同じじやないかといふ点でございますが、なるほど現実の利息は裁判上無効であるとしておるわけあります。つまり裁判所に訴えまして、利息制限法はあの限度を越える利息は裁判上無効であるとしておるわけあります。つまり裁判所に訴えまして、国家権力を借りて強制的に取立て得る限度を定めておるわけあります。でありますから、現実には非常な高金利が行われておりましても、裁判所の力を借りて執行機関の力を借りて強制的に取立て得る限度といふものは、現行利息制限法の制定以来あの率に抑えられております。その意味におきまして、決してあつてもなくともいい、何らの働きもしていかなかつたといふ法律ではないであります。現在でも、裁判所に訴えますときには、一割を越える利息は裁判所が許さない。また一割五分を越える利息につきましては公正証書もつくりません。また執行吏も強制執行しない。その意味においてはその限度における威力を十分發揮しておつた。ただ百円、千円という元本の区分が、現在と昔の貨幣価値からいしまして、はなはだ不合理になつておるということは申すまでもない。その点が今回利息制限法の改正案を提案いたしました一つの理由になつております。

○小林委員長 他に御質疑がなければ、本日はこの程度にとどめておきまば。参考人には熱心に長時間にわたつて協力くださいまして、まことにありたたく感謝いたします。

昭和二十九年四月二十三日印刷

昭和二十九年四月二十四日發行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局